

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 30 日（金）第 230 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|--------------------|--------------|---|
| ○私立専修学校の廃止の認可 | （学事法制課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定の解除予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | （障害福祉課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の実施（5件） | （監理課取扱い） | 2 |

告 示

鹿児島県告示第844号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

令和 3 年 7 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
鹿屋ビジネス専門学校	鹿屋市白水町281番地	垣内傳恵	令和3年 7月16日	令和3年 7月16日

鹿児島県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 7 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市福山町1410番2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 7 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市直木町3164番（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第847号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
宮内 栄治	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18番1号	循環器科	令和3年 7月19日
宇都宮 隆法	肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川 135番地3	内科	令和3年 7月19日
有川 朋芳	串木野内科・循環器科	いちき串木野市中尾 町72番地	内科	令和3年 7月19日
中川 剛	あいら中川整形外科	始良市西餅田85-1	整形外科	令和3年 7月19日
木林 美和	立志クリニック	薩摩郡さつま町湯田 1502-10	内科	令和3年 7月19日
田代 英史	県民健康プラザ鹿屋 医療センター	鹿屋市札元一丁目8 -8	産婦人科	令和3年 7月19日
坂本 浩一	県民健康プラザ鹿屋 医療センター	鹿屋市札元一丁目8 -8	小児外科	令和3年 7月19日

鹿児島県告示第848号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、龍郷町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化及び数値地形地図データ作成）
- 2 作業の期間 令和3年6月18日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の地域 龍郷町

鹿児島県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和3年7月6日から令和4年3月16日まで
- 3 作業の地域 阿久根市鶴川内地内

鹿児島県告示第850号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和3年7月6日から令和4年3月16日まで
- 3 作業の地域 長島町平尾地内

鹿児島県告示第851号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和3年7月12日から同年12月10日まで
- 3 作業の地域 志布志市志布志町内之倉地内

鹿児島県告示第852号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和3年7月13日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の地域 曾於市大隅町中之内地内